

○指名停止業者一覧

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	指名停止の理由 (別表の該当号)
令和7年5月26日から 令和8年5月25日まで	新明和工業株式会社 流体 事業部 営業本部 関西支 店	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号)
令和7年10月30日から 令和8年10月29日まで	株式会社COMTAS 京都 営業所	京都府京都市	不正又は不誠実な行為 (別表第2第5号)
令和8年2月2日から 令和8年8月1日まで	大日コンサルタント株式会社 西日本支社	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号) ※第4条第3項(指名停止の 期間の特例)適用
令和8年2月2日から 令和8年8月1日まで	株式会社トーニチコンサルタ ント 西日本支社	大阪府大阪市	独占禁止法違反 (別表第2第2号) ※第4条第3項(指名停止の 期間の特例)適用